

技能講習テキスト「床上操作式クレーンの運転」新旧対照表

(第14版1刷⇒第15版1刷)

項目	テキストページ	項番	図表	新(第15版1刷)	旧(第14版1刷)																								
表紙				表紙・背表紙・裏表紙 15H-1Z	表紙・背表紙・裏表紙 14H-1Z																								
奥付				2026年4月10日 第15版1刷発行	2024年12月20日 第14版1刷発行																								
目次				3.3.1 かご形三相誘導電動機の制御方式 3.3.2 巻線形三相誘導電動機の制御方式	3.3.1 かご形誘導電動機の制御方式 3.3.2 巻線形誘導電動機の制御方式																								
第1章 クレーンに関する知識	6	1.1.4(8)		つり上げ荷重	定格総荷重																								
	13	1.2.4		荷の上げ下げと横行レールに沿って線の移動をする二次運動のホイスト式クレーンをいう。横行レールには通常I型鋼が使用されています。	建物の天井にI型鋼を取り付けてランウェイとし、これにホイストや電動チェーンブロックをつり下げた、簡単な形状のクレーンをいいます。したがって、このクレーンは、ランウェイ上の横行と荷の巻上げ巻下げだけの運動を行います。																								
第3章 電気及び電動機に関する知識	69	3.2.1(2)		(a)かご形三相誘導電動機 (b)巻線形三相誘導電動機	(a)かご形誘導電動機 (b)巻線型誘導電動機																								
	76	3.3.1		かご形三相誘導電動機の制御方式 かご形三相誘導電動機は、単体では巻線形三相誘導電動機のような…	かご形誘導電動機の制御方式 かご形誘導電動機は、単体では巻線形誘導電動機のような…																								
	77	3.3.2		巻線形三相誘導電動機の制御方式 巻線形三相誘導電動機は、かご形三相誘導電動機と比べ…	巻線形誘導電動機の制御方式 巻線形誘導電動機は、かご形誘導電動機と比べ…																								
	80	3.4.2		クレーンの状態を把握し、的確な判断を行うために、…	クレーンの状態を把握し、的確な判断をおこなうために、…																								
	82	3.4.3(3)		② 被災者を感電部から引き離す。 電源の遮断を確認した後、…被災者の引き離しを行います。… ④ 救急処置を行う。 呼吸が停止している場合は、できるだけ速やかに被災者への胸骨圧迫(旧:心臓マッサージ)、AED(自動体外式除細動器)を用いた救命処置を行いながら、医師や救急車の到着を待ちます。	② 被災者を感電部から引き離す。 電源の遮断を確認した後、…被災者の引き離しを行います。… ④ 救急処置を行う。 呼吸が停止している場合は、できるだけ速やかに被災者への胸骨圧迫(旧:心臓マッサージ)など可能な救急救命方法を行いながら、医師や救急車の到着を待ちます。																								
第4章 運転のために必要な力学に関する知識	88	4.2.2	表4-3	平面形の「重心位置」を「図心位置」へ変更 表4-3 色々な形状の物体と重心位置 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th>形状</th><th>求め方</th><th>図心位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>平行四辺形</td><td>対角線の交点</td><td></td></tr><tr><td>円柱</td><td>上下両面の重心を結んだ線の中点(軸線の中心)</td><td></td></tr><tr><td>円錐</td><td>底面の重心から頂点を結んだ線の底面から1/4のところ</td><td></td></tr></tbody></table>	形状	求め方	図心位置	平行四辺形	対角線の交点		円柱	上下両面の重心を結んだ線の中点(軸線の中心)		円錐	底面の重心から頂点を結んだ線の底面から1/4のところ		表4-3 色々な形状の物体と重心位置 表4-3 色々な形状の物体と重心位置 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th>形状</th><th>求め方</th><th>重心位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>平行四辺形</td><td>対角線の交点</td><td></td></tr><tr><td>円柱</td><td>上下両面の重心を結んだ線の中点(軸線の中心)</td><td></td></tr><tr><td>円錐</td><td>底面の重心から頂点を結んだ線の底面から1/4のところ</td><td></td></tr></tbody></table>	形状	求め方	重心位置	平行四辺形	対角線の交点		円柱	上下両面の重心を結んだ線の中点(軸線の中心)		円錐	底面の重心から頂点を結んだ線の底面から1/4のところ	
形状	求め方	図心位置																											
平行四辺形	対角線の交点																												
円柱	上下両面の重心を結んだ線の中点(軸線の中心)																												
円錐	底面の重心から頂点を結んだ線の底面から1/4のところ																												
形状	求め方	重心位置																											
平行四辺形	対角線の交点																												
円柱	上下両面の重心を結んだ線の中点(軸線の中心)																												
円錐	底面の重心から頂点を結んだ線の底面から1/4のところ																												
	97	4.6.1(2)		・レールを押しつぶそうとする荷重 ・電動機の重さを支えている台座に掛かる荷重	・レールを押しつぶそうとする力 ・電動機の重さを支えている台座に掛かる力																								
第5章 ワイヤーロープ等	107	5.1.6(1)(2)		② くさび(ウェッジ)は、方向を間違えないように取り付けます。 (2) くさび(ウェッジ)の端末処理 ② ソケットに正しい方向でワイヤーロープを通し、くさび(ウェッジ)の方向を間違えないように取り付けます。	② くさび(ウェッジ)は、方向を間違えないように取り付けます。 (2) くさび(ウェッジ)の端末処理 ② ソケットに正しい方向でワイヤーロープを通し、くさび(ウェッジ)の方向を間違えないように取り付けます。																								
第7章 労働災害事例	119	事例1		つり上げ荷重5tのサスペンション型天井クレーン(ホイスト式)で2.5tの荷をつり、15cm程度つり上げたとき、大きな音とともに西側サドルが、高さ5mの走行レールから外れ落下した。	つり上げ荷重5トンのサスペンション型天井クレーン(ホイスト式)で2.5トンの荷をつり、15センチメートル程度つり上げたとき、大きな音とともに西側サドルが、高さ5メートルの走行レールから外れ落下した。																								
第8章 関係法令	127			労働安全衛生法(抄) 改正 令和7年5月14日法律第33号	労働安全衛生法(抄) 改正 令和4年6月17日法律第68号																								
	127			労働安全衛生法施行令(抄) 改正 令和7年10月31日政令第361号	労働安全衛生法施行令(抄) 改正 令和5年9月6日政令第276号																								
	128			第3条 3 建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。	第3条 3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。																								
	128			第4条 労働者及び労働者以外の者で労働者同一の場所において仕事の作業に従事するものは、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。	第4条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。																								

項目	新(第15版1刷)	項番	図表	新(第15版1刷)	旧(第14版1刷)
	129			第22条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害 四 排気、排液又は残さい物による健康障害	追加
	129			第23条 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。	追加
	129			第25の2 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い作業従事者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。 一 作業従事者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。 二 作業従事者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。 三 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、作業従事者の救護に関し必要な事項を行うこと。 2 前項に規定する事業者は、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の措置のうち技術的事項を管理する者を選任し、その者に当該技術的事項を管理させなければならない。	追加
	130			第26条 労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。	第26条 労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。
	130			第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。
	130			第37条 3 第1項の許可の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、別表第1に掲げる機械等に係る特定機械等ごとに厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録設計審査等機関」という。）が行った当該申請に係る特定機械等の設計が前項の基準のうち特定機械等の構造に係る部分に適合しているかどうかの審査（以下「設計審査」という。）の結果を記載した書類を添付して行わなければならない。ただし、第53条の2第1項の規定により都道府県労働局長が当該申請に係る特定機械等の設計審査の業務を行うときは、この限りでない。	新設
	130			第38条 特定機械等（別表第1第1号、第2号、第4号及び第8号に掲げる機械等に係るものに限る。以下この項及び次項並びに次条第1項において同じ。）を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかったものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、登録設計審査等機関の検査を受けなければならない。ただし、輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項（次項において「輸入時等検査対象機械等」という。）について当該特定機械等を外国において製造した者が同項の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。 2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、厚生労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら登録設計審査等機関の検査を受けることができる。	第38条 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかったものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働省令で定める事項について、当該特定機械等が、特別特定機械等（特定機械等のうち厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録製造時等検査機関」という。）の検査を受けなければならない。ただし、輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項（次項において「輸入時等検査対象機械等」という。）について当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。 2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、厚生労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら、当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは登録製造時等検査機関の検査を受けることができる。
	131			第39条 登録設計審査等機関は、前条第1項又は第2項の検査（以下「製造時等検査」という。）に合格した移動式の特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。	第39条 都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関は、前条第1項又は第2項の検査（以下「製造時等検査」という。）に合格した移動式の特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

項目	テキスト ページ	項番	図表	新(第15版1刷)	旧(第14版1刷)
	133			<p>第45条</p> <p>2 個人事業者は、当該個人事業者に係る作業従事役員等が労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、前項の機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。</p> <p>3 第1項の機械等で政令で定めるものについて行う前2項の自主検査であって厚生労働省令で定めるもの（以下「特定自主検査」という。）は、次の各号に掲げる特定自主検査を行う者の区分に応じ、当該各号に定める方法によって行わなければならない。</p> <p>一 事業者 当該事業者（当該事業者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又はその使用する労働者で当該厚生労働省令で定める資格を有するもの若しくは第54条の3第1項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させる方法。</p> <p>二 個人事業者 当該個人事業者に係る作業従事役員等で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又は検査業者に実施させる方法</p> <p>4 (略)</p> <p>5 厚生労働大臣は、第1項の規定による自主検査（特定自主検査を除く。）の適切かつ有効な実施を図るため必要な自主検査指針を公表するものとする。</p> <p>6 厚生労働大臣は、前項の自主検査指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業を行う者若しくは検査業者又はこれらの団体に対し、当該自主検査指針に関し必要な指導等を行うことができる。</p> <p>令和9年4月1日施行</p>	<p>第45条</p> <p>2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの又は第54条の3第1項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 厚生労働大臣は、前項の自主検査指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは検査業者又はこれらの団体に対し、当該自主検査指針に関し必要な指導等を行うことができる。</p>
	134			<p>第59条</p> <p>4 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。</p> <p>令和9年4月1日施行</p>	新設
	135			労働安全衛生規則（抄） 改正 令和8年1月20日厚生労働省令第3号	労働安全衛生規則（抄） 改正 令和6年6月3日厚生労働省令第95号
	138			<p>第83条</p> <p>第79条から前条までに定めるもののほか、法別表第十八第一号から第十七号まで及び第二十八号から第三十三号までに掲げる技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p>	<p>第83条</p> <p>第79条から前条までに定めるもののほか、法別表第十八第一号から第十七号まで及び第二十八号から第三十五号までに掲げる技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p>
	139			<p>第639条</p> <p>特定元方事業者は、その労働者である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外に当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。次条から第642条の3までにおいて同じ。）及び関係請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該作業がクレーン等（クレーン、移動式クレーン、デリック、簡易リフト又は建設用リフトで、クレーン則の適用を受けるものをいう。以下同じ。）を用いて行うものであるときは、当該クレーン等の運転についての合図を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。</p>	<p>第639条</p> <p>特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該作業がクレーン等（クレーン、移動式クレーン、デリック、簡易リフト又は建設用リフトで、クレーン則の適用を受けるものをいう。以下同じ。）を用いて行うものであるときは、当該クレーン等の運転についての合図を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。</p>
	139			クレーン等安全規則（抄） 改正 令和8年1月20日厚生労働省令第3号	クレーン等安全規則（抄） 改正 令和6年4月30日厚生労働省令第80号
	140			<p>第3条</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、クレーン製造許可申請書（様式第1号）にクレーンの組立図並びに次の第1号及び第2号に掲げる書類及び書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。ただし、労働安全衛生法（以下「法」という。）第53条の2第1項の規定により、所轄都道府県労働局長が、当該クレーンの設計について、法第37条第2項の厚生労働大臣の定める基準（以下「製造許可基準」という。）のうち当該特定機械等の構造に係る部分に適合しているかどうかの審査（この章から第6章において「設計審査」という。）の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、クレーンの組立図並びに次の第2号及び第3号に掲げる書面を添えるものとする。</p> <p>一 法第37条第3項に規定する登録設計審査等機関（以下「登録設計審査等機関」という。）のうち当該クレーンを製造しようとする者の事業場の所在地を含む地域の区分の登録があるものが行った設計審査の結果を記載した書類</p> <p>二 次の事項を記載した書面</p> <p>イ 製造の過程において行う検査のための設備の概要</p> <p>ロ 主任設計者及び工作責任者の氏名及び経歴の概要</p> <p>三 強度計算の基準その他設計審査に必要な事項を記載した書面</p>	<p>第3条</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、クレーン製造許可申請証（様式第1号）にクレーンの組立図及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。</p> <p>一 強度計算の基準</p> <p>二 製造の過程において行なう検査のための設備の概要</p> <p>三 主任設計者及び工作責任者の氏名及び経歴の概要</p>

項目	テキスト ページ	項番	図表	新(第15版1刷)	旧(第14版1刷)
	141			(設計審査) 第3条の2 登録設計審査等機関が行う設計審査を受けようとする者は、クレーン設計審査申請書(様式第1号の2)にクレーンの組立図及び強度計算の基準その他設計審査に必要な事項を記載した書面を添えて、登録設計審査等機関に提出しなければならない。 2 登録設計審査等機関は、前項の申請に基づき行った設計審査の結果を記載したクレーン設計審査結果証明書(様式第1号の3)を申請者に交付する。	新設
	141			第4条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係るクレーン又は許可型式クレーンを製造する場合において、同条第2項第二号イの設備又は同条第3号の主任設計者若しくは工作責任者を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。	第4条 前条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係るクレーン又は許可型式クレーンを製造する場合において、同条第2項第二号の設備又は同項第三号の主任設計者若しくは工作責任者を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。
				第5条 事業者は、クレーンを設置しようとするときは、法第88条第1項の規定により、…	第5条 事業者は、クレーンを設置しようとするときは、労働安全衛生法(以下「法」という。)第88条第1項の規定により、…
	143			第9条 3 前項の再交付申請を受けた労働基準監督署長は、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和47年労働省令第44号。以下「登録省令」という。)第9条に基づく報告その他の方法で確認した当該クレーンの性能検査(法第41条第2項の性能検査をいう。以下同じ。)の結果等に基づき、有効期間その他必要な事項を記載した上で当該クレーン検査証を再交付するものとする。	新設
	144			第17条 事業者は、クレーンについては、製造許可基準のうちクレーンの構造に係る部分に適合するものでなければ使用してはならない。	第17条 事業者は、クレーンについては、法第37条第2項の厚生労働大臣の定める基準(以下「厚生労働大臣の定める基準」という。)(クレーンの構造に係る部分に限る。)に適合するものでなければ使用してはならない。
	146			第26条 事業者は、クレーンを用いた作業を行う作業場において作業に従事する作業従事者(事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。)を、クレーンにより運搬し、又はつり上げて作業させてはならない。	第26条 事業者は、クレーンを使用する作業場において作業に従事する者を、クレーンにより運搬し、又はつり上げて作業させてはならない。
	146			第27条 事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、クレーンのつり具に専用の搭乗設備を設けて当該搭乗設備に労働者(作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、労働者及び当該請負人に係る作業従事者)を乗せることができる。	第27条 事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、クレーンのつり具に専用の搭乗設備を設けて当該搭乗設備に労働者(作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、労働者及び当該請負人)を乗せることができる。
	147			第28条 事業者は、ケーブルクレーンを用いて作業を行うときは、巻上げ用ワイヤロープ若しくは横行用ワイヤロープが通っているシーブ又はその取付け部の破損により、当該ワイヤロープが跳ね、又は当該シーブ若しくはその取付け具が飛来することによる危険を防止するため、当該ワイヤロープの内角側で、当該危険を生ずるおそれのある箇所当該作業場において作業に従事する作業従事者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。	第28条 事業者は、ケーブルクレーンを用いて作業を行うときは、巻上げ用ワイヤロープ若しくは横行用ワイヤロープが通っているシーブ又はその取付け部の破損により、当該ワイヤロープが跳ね、又は当該シーブ若しくはその取付け具が飛来することによる危険を防止するため、当該ワイヤロープの内角側で、当該危険を生ずるおそれのある箇所当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。
	150			第40条 クレーンに係る性能検査においては、クレーンの各部分の構造及び機能について点検を行うほか、荷重試験を行うものとする。	第40条 クレーンに係る法第41条第2項の性能検査(以下「性能検査」という。)においては、クレーンの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験を行なうものとする。
	150			第41条 法第53条の3において準用する法第53条の2第1項の規定により労働基準監督署長が行うクレーンに係る性能検査を受けようとする者は、クレーン性能検査申請書(様式第11号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	第41条 クレーンに係る性能検査(法第53条の3において準用する法第53条の2第1項の規定により労働基準監督署長が行うものに限る。)を受けようとする者は、クレーン性能検査申請書(様式第11号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
	162			クレーン等運転関係技能講習規程(抄) 改正 令和7年2月10日厚生労働省告示第21号	クレーン等運転関係技能講習規程(抄) 改正 令和5年11月22日厚生労働省告示第312号
	163			クレーン等運転関係技能講習規程(抄) 講習科目の受講の一部免除 受講の免除を受けることができる者 1 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条に規定する建設機械施工管理技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で第2次検定においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択したもの又は2級の技術検定で施工技術検定規則(昭和35年建設省令第17号)第1条第1項第2号若しくは第6号に定められた検定種別に該当するものに合格した者	クレーン等運転関係技能講習規程(抄) 講習科目の受講の一部免除 受講の免除を受けることができる者 1 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条に規定する建設機械施工管理技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で2次検定においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択したもの又は2級の技術検定で施工技術検定規則(昭和35年建設省令第17号)第1条第1項第2号若しくは第6号に定められた検定種別に該当するものに合格した者